

- ・平成10年の基準改正で と が取り入れられました。
- ・ の場合は・ダム事業の貯水池の部分なんかは・買収して10年以上も何の利用もしない場合もありますから・一度刈り取ってきれいにしたとしても・又自然発生して大きくなります。伐採経費が二重にかかる・と言う理由です。
- ・立木の取得ですが、起業者、補償する側として問題にしてきたのは、 の山間奥地の立木でした。地権者から・危ない、補償金では何もできないといわれ続けてきたんですが・平成10年の基準改正でも は取得できないとされ・経費がかさむのならそれは別途補償すればよいということのようです。
- ・ **による取得はできないということで誤りです。**

損失補償基準

(立木の取得に係る補償)

第17条近傍同種の立木の取引の事例がない場合においては、第15条の規定にかかわらず、取得する立木に対しては、次の各号に掲げる額をもつて補償するものとする。

一用材林の立木であって、伐期末到達のもので市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益(粗収入から経営費(自家労働の評価額を含む。)を控除した額をいう。以下同じ。)の前価合計額との合計額

二用材林の立木であって、伐期末到達のもので市場価格のないものについては、第39条第1項第2号イ又はロによる額

三薪炭林の立木の幹及び枝条部であって、伐期末到達のもので市場価格のあるものについては、伐期における当該幹及び枝条部の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額

四薪炭林の立木の幹及び枝条部であって、伐期末到達のもので市場価格のないものについては、第40条第1項第2号イ又はロによる額

五薪炭林の台木については、第40条第1項第3号による額

六果樹等の収穫樹については、第41条第2項第1号又は第2号による額

七竹林については、当該竹林の平均年間純収益を資本還元した額

2 事業に必要な場合のほか、次の各号に定める場合においては取得又は使用する土地に存する立木を取得することができるものとする。

一土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合

二土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要となると見込まれる場合

三用材林又は薪炭林の立木(天然生林を除く。)であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

3 前項第3号に定める場合に該当するときは、第1項第1号から第5号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。